

IV 推進編

第1章 新たな支え合い（共助）の確立（重点推進事項）

（地域の現状）

近年の急速な少子高齢化や核家族化の進展等により、家庭や地域での支え合い機能の低下や住民相互のつながりが希薄化する中で、高齢者や障がい者、子育て中の親など地域住民の生活課題はますます複雑・多様化しており、すべての生活課題を公的な福祉サービスだけで対応することは困難になっています。

県内における地域の生活課題への解決に向けた取組を見ると、一部の地域では市町村社会福祉協議会による取組や、ボランティア・NPO等の取組により進められていますが、取組自体が始まっていない地域もあります。

また、地域住民が抱える生活課題への対応は、行政だけが担うものとの意識が依然多くの住民に残っています。

（新たな支え合いの仕組みづくり）

今後、地域における多様な生活課題に的確に対応していくためには、公的な福祉サービスに頼るだけでなく、地域住民が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」を強化していくとともに、多様な地域資源と連携して進めていくことが求められます。

そのためには、住民が地域福祉活動に主体的に参加することへの住民意識の高揚を図るとともに、「新たな支え合い」の仕組みづくりが重要です。

これまで一部の市町村社会福祉協議会やボランティア・NPOなどが先駆的に取り組んできた活動には、今後他の地域が取組を始めるうえで参考となるものもあります。

また、県内で活躍している多くのボランティアやNPO、社会福祉団体等は、今後の地域福祉の担い手として重要な役割を果たす大切な資源です。

今後は、こうした事例や資源も活かしながら、地域における「新たな支え合い」の仕組みづくりを、市町村や地域の取組状況も考慮しながら着実に進めていく必要があります。また、「新たな支え合い」の仕組みづくりを進めるための地域福祉活動の担い手づくりにも取り組んでいく必要があります。

(小規模集落への対応)

生活課題への対応が、より難しくなっている地域として、集落内の住民の半数以上が65才以上の高齢者で占める小規模集落があります。小規模集落は、県内の全集落数の1割を超え、今後も増える傾向にあり、また、集落内では更なる高齢化により対応できない生活課題が今後増えるものと見られることから、地域の生活課題への支援に向けた取組を重点的に進める必要があります。

なお、本章では地域課題への総合的な対策を推進する観点から、市町村や市町村社会福祉協議会の役割や対応についても説明するとともに、県及び県社会福祉協議会は一体となって市町村の地域福祉の取組を支援することとしています。

第1節 新たな支え合いの仕組みづくり

1 小地域における支え合いの仕組みづくり

地域福祉の目的を達成するためには、公的サービスの充実はもとより、それだけでは対応できない部分を解決する仕組みを作り出すことが重要であり、そのためには、住民がお互いに顔の見える小地域から組み立てることが必要です。

小地域の代表的な活動として、住民による見守り活動があります。この活動はすでに県内各地で取組が始まっており、広がりを見せていますが、県が平成21年6月に行った「地域における支え合い体制実態調査」(※注)では、次のようないくつかの課題が浮かび上がりました。

- ・支え合い体制がない地域がある。
- ・支え合い体制があっても、活動が不活発な地域がある。
- ・支え合い体制は見守りが中心で、見守り以外の生活課題に対応する支え合い体制は少ない。
- ・支え合い体制の取組の把握、検証が十分行われていない。
- ・支え合い体制の形式・手法は多様であるが、ほかの活動と連携することはあまり行われていない。

支え合い体制がない地域があることから、まずは見守りを中心とした小地域での支え

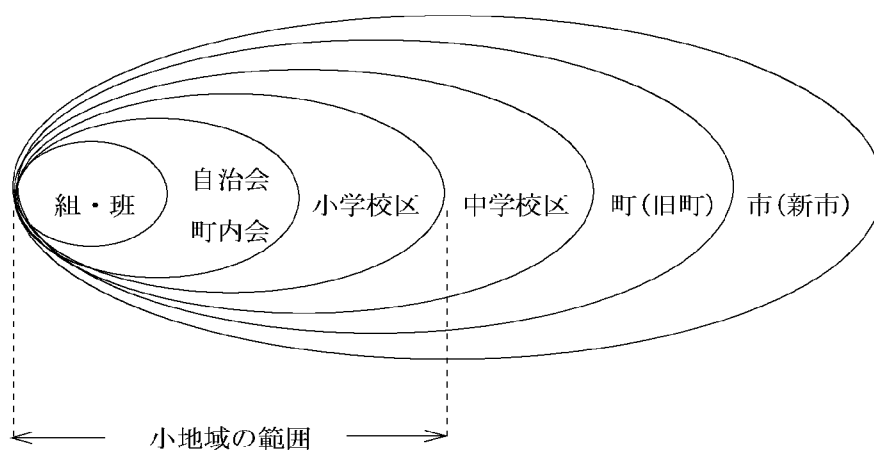
合い活動を県内全域に広げることが必要です。さらに、生活課題への対応も順次取り組む中で、活動の把握や検証も行い、更なる充実・強化を図ることなどが求められます。

*小地域の範囲について

住民の実際の活動に即した圏域です。一人ひとりの顔や暮らしが見え、住民自身が生活課題に気づく範囲であり、地縁意識を持つことができる範囲を指します。

具体的範囲として、班、組と呼ばれる区域から小学校区までをイメージすることができますが、都市部と郡部など地域の状況に応じて異なることもあります。

(イメージ)



[主要推進事項]

(1) サロン活動の普及推進

高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守りや仲間づくり、介護予防のための支援、子育ての学び、生活課題の発見等の場として、地域住民のふれあいや交流等を行う「サロン活動」の普及を推進します。

サロン活動の普及は市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等が中心となって役割を担いますが、公民館や隣保館等との連携も図ります。

*サロン活動について

○メリット

- ・心と体のリフレッシュができます

人と会って話をし楽しい時間を過ごすことで悩みや不安の解消につながったり、レクリエーションや健康体操（介護予防）などにより、健康維持にもつながります。

- ・仲間や生きがいができます

人に会う機会が増え仲間ができます。また、その人たちとの交流により楽しみが増え、生きがいへとつながります。

- ・地域のネットワークができます

知り合いが増えることで、見守りなどのネットワークができ、安心して生活できる環境ができます。

- ・地域の生活課題を発見する仕組みになります

地域の人との交流を通して近隣の様子の変化や、それまで見えなかったニーズに気づくことがあり、参加者や地域の生活課題の発見につながります。

○具体的事例

(杵築市)

基本的に歩いて行ける場所を拠点として、住民とボランティアが共同で企画運営し、1サロン5～20人で月1回程度、持ち寄り料理での茶話会、レクリエーション、子どもとの交流などを行っています。

(中津市沖代町)

中津市沖代校区では、ボランティア「沖代すずめ」が主体となり、民家を活用して、高齢者から子どもまで誰でも立ち寄れる、沖代寄り合い所「すずめの家」を週2回開所しています（ボランティア「沖代すずめ」の取組は、このほか各種あり、その概要は別頁で紹介しています。）。

(2) 小地域ネットワーク会議の整備推進

小地域内で生じる生活課題の発見や支援方法等を検討したり、サロン活動に参加しない高齢者等の見守り等の仕組みづくりを行う「小地域ネットワーク会議」の整備を推進します。会議では、サロン活動と連携して生活課題の把握に努めるとともに、支援のための仕組みづくりを行います。

*小地域ネットワーク会議

設置主体、構成メンバー、活動場所等については、一般的には次のとおり考えられますが、いずれも固定的なものではなく、会議の目的を果たす範囲内で、地域の実情に応じて決めます。

○設置主体

小地域内の住民です。設置にあたっては、市町村や市町村社会福祉協議会と連携して進める必要があります。

○構成メンバー

自治委員や民生委員・児童委員など小地域の支え合い活動で主導的な役割を果たしているメンバーが主体になります。検討内容等に応じて、関係団体や専門機関、当事者等も参画します。

○活動場所

地域の公民館や集会所、空き施設などを利用します。

(3) 住民の福祉活動の促進等の役割を担う地域福祉活動コーディネーターは、サロン活動や小地域ネットワーク会議の組織化や運営方法等について支援するとともに、活動の状況を把握します。

(4) 県社会福祉協議会と連携し、小地域での支え合い活動に関する県内外の先駆的・モデル的な事例についての研修会の開催や、ホームページや広報誌等による支え合い活動支援に関するノウハウの情報提供等により、市町村社会福祉協議会のコーディネート力や企画提案力の向上を支援します。

2 生活課題の発見から解決までのシステムづくり

独居高齢者や子育て中の人など地域で課題を抱える人を早期に発見し、必要なサービスの提供や専門機関等へ迅速に繋げていくことは、住民一人ひとりのよりよい生活を実現・維持していくうえで、最も重要です。

このため、小地域の支え合い体制の整備を促進するとともに、これを支援する、地域の社会的資源や専門的かつ広域的なネットワークと連携し、機能させることが必要です。

なお、生活課題の解決に向けた取組の状況や成果については、地域福祉活動コーディネ

ネーターや専門的な対応を行う機関等にフィードバックして、活動のさらなる充実を図ることも必要です。

〔主要推進事項〕

(1) 小地域内で対応できる生活課題

小地域ネットワーク会議では、サロン活動や会議等で発見された地域住民の生活課題への支援方法を検討し、小地域内の支え合いの仕組みをつくります。

(2) 小地域内だけでは対応できない生活課題

① 比較的多くの方が広域的に共通して抱える買物や家事、食事等の生活課題については、ボランティア・NPO、シルバー人材センター、各種団体等の地域の社会的資源と連携して対応します。

② 認知症や虐待、精神的な病気、複合的な問題等特定の個人や世帯が抱える専門的な支援を必要とする課題に対応していくため、小地域ネットワーク会議と専門機関等との連携を推進します。

専門機関等との連携体制構築の指導・調整及び機能できているか等の状況把握については地域福祉活動コーディネーターが行います。

(3) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、小地域の支え合い体制の整備状況の把握・検証を行うとともに、住民による支え合いや地域にある社会的資源だけでは対応できない問題の検討を行う、広域的・専門的な仕組みをつくり、一体的に推進します。

第2節 地域福祉活動の担い手づくり

1 小地域活動を支えるリーダーの育成・確保

地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、グループをまとめたり、活動などを先導できる核となる人材・リーダーが求められます。

現状では、小地域の福祉活動を支えるリーダー又はその後継者がいない、リーダーが高齢化してきている、リーダーの発掘が不十分である、などの課題があります。

〔主要推進事項〕

- (1) サロン活動を推進するリーダーを育成・確保します。
- (2) 小地域ネットワーク会議を推進するリーダーを育成・確保します。
- (3) リーダーは自治委員や民生委員・児童委員等の自治・福祉関係者に限らず、PTAや青少年団体など、様々な活動を通してノウハウを身に付け、社会貢献に意欲をもつ人々の中に見い出していくことも必要です。

2 地域福祉活動コーディネーターの育成・確保

県内では、様々な団体により地域住民への支援が行われていますが、単独活動がほとんどです。地域の課題や個別の生活課題に適切かつ効果的に支援していくためには、様々な公的福祉サービスとボランティア・NPOなどの多様な民間主体の活動とをつなぎ、具体的な支援に結びつける地域福祉活動コーディネーターの役割が重要です。

また、幅広い層の住民参加を得るための仕掛けや環境整備、活動を継続するための知恵が必要です。それを援助するコーディネーターの役割が必要不可欠です。

しかしながら、現状では、組織や地域の中でのコーディネーターの位置づけや役割が不十分、コーディネーター育成のための専門的・系統的研修が未整備、現有のコーディネーターだけでは人材が不足している、など課題があります。

〔主要推進事項〕

- (1) 地域の課題に対応するためのネットワークづくり、専門的な支援が必要な事例の指導

・調整、地域に必要な資源の開発等を行う地域福祉活動コーディネーターの育成・確保を図ります。

(2) 地域福祉活動コーディネーターの役割や位置づけを明確にするとともに、地域の自治会・町内会や福祉活動団体等への周知を図ります。

(3) 地域福祉活動コーディネーターの役割を担う市町村社会福祉協議会等の職員を対象として、専門的・系統的な研修の充実・強化に努めます。

3 地域福祉を担う多様な主体の育成・確保

地域では、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政など制度的に地域福祉に関わっている機関とともに、地域住民をはじめ、ボランティアやNPOなどの様々な団体や組織が活動しています。

地域におけるすべての生活課題を公的な福祉サービスだけで対応することは難しいことから、今後は、これらの多様な資源を地域福祉活動の担い手として育成・確保することが必要です。

[主要推進事項]

(1) 県や市町村等による、地域福祉活動に関する説明会や出前講座や、啓発のためのセミナーの開催などにより、地域福祉活動は地域住民が主体となって担うという住民意識の普及・啓発を図ります。

(2) 地域の社会的資源としてのボランティア・NPOを育成・確保するため、先進的な取組をしている県内外の事例やその活動ノウハウ等を広く情報提供するとともに、実践的な養成研修を行います。

(3) 社会貢献活動に取り組む企業や商工団体、地域展開を図る社会福祉施設、生活課題に対応するシルバー人材センター、コミュニティビジネス等の情報及び活用方法を住民に周知することにより、多様な主体の地域福祉活動への参入を促進します。

(4) 退職する団塊世代の自己実現を図り経験や能力を地域活動に生かせるよう、NPOやボランティア活動への参加について企業等と連携して退職前からの意識啓発に努めると

ともに、退職した高齢者についても積極的にアプローチします。

第3節 小規模集落への対応

地域住民の多様な生活課題に対応するため、住民がお互いに顔が見える地域でのサロン活動や小地域ネットワーク会議等を整備し、高齢者等の見守り、介護予防への支援等に取り組むとともに、その他の生活課題を発見し、課題解決に向けた取組を進めることが重要となっています。

しかしながら、65才以上の住民が半数以上を占める小規模集落においては、自治委員やサロン活動のリーダーなどの確保が困難となるなど、支え合いの仕組みづくりができない、又はできなくなる集落が増えることが予想されます。

さらに、高齢化や過疎化の一層の進行により、集落維持の問題に加え、当該地域住民の生活課題がますます深刻化する恐れもあります。

[主要推進事項]

- (1) 小規模集落の生活を守るため、企業や協同組合、NPO、ボランティア団体等との連携により、集落内の草刈りや公民館の清掃、農作業などを支援します。多様な生活課題に対しても、集落外の社会的資源と連携し、広域的なネットワークを組んで対応します。
- (2) サロン活動や小地域ネットワーク会議等の組織化について、近隣集落との連携を含めて推進します。
- (3) 今後、小規模集落への支援を積み重ねる中で、高齢化の進行状況等に応じた小規模集落の課題の調査・検討を行い、必要な支援を行います。

事例①

＜ボランティア「沖代すずめ」によるサロン活動等＞（中津市沖代町）

地域のボランティアが集まる場「すずめサロン」を平成5年に立ち上げ。平成12年からは、民家を活用して誰もが気軽に立ち寄れる住民手作りのサロン「すずめの家」を開設。

□活動のきっかけ

沖代校区は新興住宅街でもともと住民同士のつながりが希薄だったことから、地域での支え合い活動を広げようと、地域のボランティアが集まる。

目的別（障がい、子育て、施設支援等）のボランティア活動が中心だった時期に、住民自ら、地域に目を向け、地域（校区）単位のボランティア活動として活動開始。

□活動の内容

- ボランティアが集まる場「すずめサロン」開設（平成5年～平成8年）

ボランティアの交流を通して、地域の課題を発見し、次のような新たな取組へと活動を展開していった。

- 公民館高齢者ミニデイサービス（平成6年～）

男性の料理教室との協働でミニデイサービスを開始。月2回（平成13年～月1回）。

- 沖代どんぐりサービス（平成7年～）

家事援助、話し相手、身体介助などを行う会員制の住民参加型有償サービス。

- 出前の演芸活動（平成8年～）

福祉施設や老人会からの依頼で、メンバーによる演芸を披露。

個性を生かす取組としてメンバーのやりがいにつながっている。月2回～4回。

- 沖代寄り合い所「すずめの家」開設（平成12年～）

毎週火・金曜日の10時～15時開催。参加会費200円（1回の昼食代）。

地域の30人のボランティアが交替制で運営。

- アウトデイすずめの家（平成17年～）

特養ホーム等の認知症高齢者の逆デイを「すずめの家」で受け入れ。週1回。

□活動の実績と成果

- 活動実績

活動年数 16年

活動頻度 年間約180日

- 住民参加型有償サービス「沖代どんぐりサービス」

活動時間 年間5,000時間

事例②

＜地域一体で取り組む「あんしん見守り隊」（見守り活動）＞（佐伯市宇目町）

従来、高齢者（要支援者）の見守りを行ってきた民生委員や自治会、老人クラブ等に加え、地域で高齢者等を事業活動で訪問している事業所を含めてネットワークを組み、できるだけ「自然な形」で見守っていく取組。平成17年度に佐伯市社会福祉協議会宇目支部が中心となって開始。

□活動の内容

- ・ネットワークを組む事業所はそれぞれの事業活動の中で、「お元気確認」（訪問時の声かけ）をはじめ、身体的又は精神的な異変、生活環境の異変、災害や防犯まで目を向ける
- ・救急・急病・火災は消防、事件・事故は警察、災害関係等は市振興局に連絡
- ・その他普段と違う状況を感じたときは、地域総合相談支援センターに連絡
- ・地域総合相談支援センターは、通報受け後直ちに関係機関と連携、対応

□活動の特徴

- ・宇目管内のほぼすべての事業所・団体（55事業所・1,151名）が取組に参加
- ・見守る側には、異変・異状を発見した際の連絡先を表示した「あんしん見守り隊連絡先カード」を事前に作成、配布
※カード記載事項（電話番号記載） 救急・急病・火災は119及び消防、事件・事故・緊急は110及び警察、災害・不法投棄・悪質訪問販売は市振興局、介護に関する悩み・生活上の困りごと等は地域総合相談支援センター
- ・宇目管内153班の回覧板にあんしん見守り隊のPRを掲載
- ・見守り隊協力事業所・団体へ、年1回活動計画継続の依頼ハガキを送付

【宅配サービスの組み合わせ】（※サービスは平成14年度開始）

- ・商工会が電話で注文を受け、専従の女性スタッフが加盟店で買い物を代行、各高齢者世帯に宅配車で届ける
- ・宇目管内の商店、会員（高齢者）、行政がそれぞれ経費負担
- ・経費負担内容は、商店＝売上の一定割合（タバコ3%、酒類6%、その他13%）
会員＝年会費3,000円、行政＝運営費補助及び年末募金配分補助
- ・加盟店舗17店、会員（契約）120件、年間売上約1,000万円
- ・月曜～金曜日受付、土日・祝日は休み、豆腐1丁から配達

□活動の実践と成果

- ・訪問先での急病人の発見通報、台風時の災害箇所の通報
- ・地域の高齢者の大きな悩みである買い物不便の解消
- ・見守る側は、負担感のない見守りができ、見守られる側は、「一人じゃない、誰かが見ていてくれる」という安心感がある

事例③

＜多数の事業者等による家事援助サービス＞（臼杵市）

臼杵市内では、高齢者などが日常生活でちょっとした手助けを必要とするときに、手助けをする人が高齢者宅などに出かけて行ってサポートする取組が広く行われています。

□活動の主体

介護系事業所、ボランティア団体

□活動のきっかけ

平成18年の介護保険法の改正により、保険給付の対象が見直されたことなどを契機として、身体介助や家事援助のサービスを提供する介護系事業所等の活動が広まった。

□サービスの内容

○介護系事業所（JAおおいたのぞみ、四季の郷、臼杵市社会福祉協議会等）

- ・ サービス内容 買い物、話し相手、掃除、庭の手入れ、介護保険適用外の介助など
- ・ 利用料金 1時間1,400円～（平成21年4月現在）
- ・ 利用時間帯 24時間対応、22時～6時を除く時間帯等

○ボランティア団体（コープ暮らし助け合いの会、海辺婦人学級）

- ・ サービス内容 家事支援サービス、生活支援サービス
（ごみ出し、買物、庭の草取りなど）
- ・ 利用料金 1時間500円～700円（平成21年4月現在）
- ・ 利用時間帯 月～金・日 9時～16時・17時
- ・ その他 利用条件あり（地区内限定、対象限定など）

（参考）

□臼杵市の配食サービス

- ・ 市が希望者を対象に、週3回実施。社会福祉協議会に委託
- ・ 目的は健康管理と見守り

第2章 地域福祉推進主体の役割

地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）を推進するに当たっては、地域的なひろがりに応じて施策を展開していくことが重要です。

小・中学校区など日常的な生活圏域、基本的な福祉サービスを提供する市町村の圏域、及び広域的、専門的なサービスを提供する県の圏域の間の補完関係を踏まえ、関係機関・団体、住民それぞれが役割を分担しながら、連携・協働体制づくりを進めます。

第1節 日常的な生活圏域

福祉コミュニティづくりの基本単位となるこの圏域においては、問題発生の予防や早期発見など、日常的で即応性のある福祉サービスを提供するための仕組みづくりに取り組めます。

(1)地域住民

ア 福祉コミュニティづくりは、「となり近所のたすけ合い」が中心となります。

イ 「となり近所のたすけ合い」とは、お互いの顔が見え、日常生活の様子がわかりあっている近隣の住民同士が、お互いの心を大切にしながら、身の回りのお世話や家事、介護、食事づくりなど必要に応じて互いに支え合い、助け合うことをいいます。

ウ 地域社会の役割として、「緊急時の対応」、「防災・防犯」、「見守り等の地域福祉活動」の取組みを一体化に進めるには、民生委員・児童委員、自治会等の地縁型団体、駐在所、消防団、電気、水道、ゴミ収集、新聞・牛乳配達等の生活関連事業関係者等の相互の協力が重要です。

(2) 民生委員・児童委員

ア 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として住民の立場に立って、

- ① 住民の生活状態の適切な把握
- ② 要援護者の生活に関する相談、助言その他の援助
- ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供その他の援助
- ④ 社会福祉事業者や社会福祉に関する活動を行うボランティア等との連携などを行います。

イ 地域の関係団体と協力して住民の福祉活動の核となりながら、地域包括支援センターや保育所等の地域の関係機関と協力して、発見、把握した課題の解決に取り組めます。

ウ こうした民生委員・児童委員の活動を支える仕組みとして民生委員児童委員協議会がありますが、民生委員・児童委員が孤立することなく活動できるよう、組織活動の充実強化に取り組めます。

第2節 市町村の圏域

福祉サービスの基盤整備の基本単位となるこの圏域では、市町村が主体となって、自らがサービスを供給するだけでなく、必要なサービスを確実に提供する仕組みづくりに取り組めます。

(1) 市町村

ア 地域におけるサービス確保のための目標量の設定と、目標達成のための、

- ① 福祉、保健、医療の総合的なサービス提供体制の整備
- ② サービスを必要とする地域住民に対する情報提供・相談支援体制の整備
- ③ ケアマネジメント及びソーシャルワーク体制の整備など要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ④ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、並びにサービス利用に結びついていない要支援者への対応などを行います。

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

ウ ボランティア・NPOや社会福祉法人、企業等による多様なサービスの振興、並びにこれらと公的サービスの連携による公民協働の実現

エ 福祉・保健・医療と生活に関連する他分野との連携

(2) 市町村社会福祉協議会

地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会は、自治体と連携・協働して、福祉コミュニティづくり、地域の生活課題の解決に向けた地域住民の助け合い活動の仕組みづくりを進めます。

ア 地域住民、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア・NPO、社会福祉事業者等の活動の振興、支援並びに相互の活動の調整

イ 権利擁護、苦情解決への取組み

ウ 地域福祉計画の策定・実施への協力、地域福祉活動計画の一体的な策定・実施

(3) 社会福祉法人

社会福祉法人は、民間社会福祉事業の担い手として社会福祉法に基づいて設立される特別法人であり、社会福祉事業の中心的な役割を果たし、利用者本位のサービスを提供します。

今後は、その専門性を生かして地域福祉活動に貢献します。

ア 適正な事業運営

- ① 「開かれた」、あるいは利用者が「選ぶことのできる」徹底した情報公開
- ② 福祉サービスの質の向上に向けた第三者評価の推進
- ③ 苦情や要望など利用者の声を尊重し、サービスの質の向上に反映させていくための苦情解決体制の整備

イ 地域に開かれた事業運営

地域における社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、地域の様々な福祉需要にきめ細かく柔軟に対応していきます。

- ① 多様化する地域の福祉ニーズに即応する先駆的・開拓的なサービスの実践
- ② 各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会を開催のためのコーディネーターや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ

(4) ボランティア・NPO

ボランティア・NPOは、活動する人にとっての生きがいや自己実現、活動と学習を通じた成長（教育的な機能）、制度では対応できないニーズの充足、市民の立場からのまちづくりの促進など、地域福祉の担い手、けん引役として多様で柔軟な活動を展開します。

また、次のような期待が寄せられています。

ア 起業や就業促進

NPOの設立や起業は、様々な社会的課題に対応した仕事を創出するとともに、就労の促進にもつながります。

イ 新たな地域社会の形成

ボランティアやNPOが新たな福祉ニーズの受け皿となり、行政サービスの谷間にある様々な課題に対して、先駆性や創造性を発揮して、柔軟な活動を起こし、お互いに助け合う新たな地域社会の形成につながります。

ウ 青少年健全育成の促進

青少年がボランティア活動を見たり、参加することにより、その社会性や豊かな感受性が生まれ、ひいては青少年の健全育成に役立ちます。

(5) 企業・団体

ア 企業・団体は、地域社会を構成する一員として、その有する能力や経験を活かして、社会貢献活動（フィランソピー）に積極的に参加します。

イ 育児・介護休業の取得促進やボランティア休暇の導入など、従業員の仕事と家庭生活の両立や地域福祉活動への参加促進に積極的に取り組みます。

ウ 誰もが利用しやすい商店街や観光地のバリアフリー化など「ユニバーサルデザインのまちづくり」や、福祉関連分野への参入による多様なサービスや雇用機会の提供など「福祉でまちづくり」の取組みが期待されています。

第3節 県の圏域

単一の市町村では対応が困難な専門性の高いサービスや、広域的に対応した方がより効果的、効率的であるサービスの提供体制を整備して、市町村のサービス体系を補完するとともに、県民の福祉力向上に向けたひとつづくりに取り組みます。

(1) 県

県は、県民の福祉需要に即応したサービスを総合的に提供するため、県民をはじめ社会を構成する多様な主体とのパートナーシップのもと、地域福祉を推進します。

ア 広域的な役割

- ① 地域福祉に関する情報の収集及び情報提供システムの構築
- ② 広域的な相談機関の連携による総合相談機能の強化
- ③ 各種計画に基づく広域的サービス基盤の整備
- ④ 広域的に活動する地域福祉活動団体への支援、相互連携の推進
- ⑤ 地域福祉推進に関する国や広域的な団体への働きかけ

イ 専門的な役割

- ① こども家庭相談支援センター（仮称）や障がい者総合相談支援センター（仮称）の整備による児童、障がい者の相談機能の充実
- ② 社会福祉法人や民間事業者に対する指導監査の実施
- ③ 日常生活自立支援事業の推進、福祉サービスに関する苦情解決体制の整備
- ④ 福祉人材の養成・確保

ウ 先導的・先駆的な役割

- ① 福祉サービスに関する第三者評価体制の整備
- ② 高齢者、児童虐待への対応、発達障がい児者への支援
- ③ 高齢者の在宅復帰や児童の家庭復帰の促進
- ④ 障がい者の地域での自立生活の実現に向けた支援体制整備

(2) 県社会福祉協議会

本県における地域福祉推進の中核機関として、住民主体の地域福祉活動を県内で広く推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな指導・助言を積極的に行います。

ア 民間の社会福祉活動を創出し、支援する広域センターとして、社会福祉法人やボランティア・NPO、民間事業者等を支援するとともに、民間団体単独では対応できない課題について、広域的な仕組みの中での連絡・調整などにより、その解決を図ります。

イ 小地域ネットワーク活動の普及などに取り組む市町村社会福祉協議会への支援、ボランティア・市民活動センターの運営、日常生活自立支援事業や苦情解決事業、社会福祉施設経営指導事業などの広域的、専門的な事業を推進します。

(3) 共同募金会

共同募金会は、募金活動により、福祉活動への県民の理解や参加を求めるとともに、寄附金の配分を通じて地域の様々な福祉ニーズに応えている民間の取り組みを支援します。

(4) 大学・専門学校等

大学や専門学校等は、その教育研究機能を生かし、行政や民間団体等と連携して、県民向けの各種セミナー等の学習機会の提供、福祉・保健・医療従事者に対する公開講座の開催や職種別研修プログラムの開発、技術向上のための相談、支援など、地域に貢献する専門機関としての役割が期待されています。

第3章 計画の進行管理

- (1) 本計画並びに市町村の計画が着実に実行されるよう、関係機関・団体との緊密な連携のもと、県社会福祉審議会において進行状況を管理します。
- (2) この計画が市町村における地域福祉推進の取組みを支援するものであることから、各市町村において数値目標を盛り込んだ具体的な計画策定を指導するとともに、計画の進行を管理するに当たっては、各市町村の取組みの状況やその成果、成果に対する評価、今後の課題などについて、的確な把握に努めます。
- (3) 進行管理の中で把握する県内の地域福祉推進の現況と課題等については、広く県民や関係機関・団体に積極的に情報提供し意見を求めるとともに、必要に応じて支援施策の見直しを行います。
- (4) 参考指標

項目	H15年度末	現状値 (H20年度末)	説明
日常生活自立支援事業の利用 (契約実利用人数)	139	440 ^人	福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりに係る契約の締結
地域福祉計画の策定	2	15 ^{市町村}	全ての市町村が地域ぐるみの福祉を総合的・計画的に推進するための地域福祉のビジョンづくり
民生委員・児童委員の延べ訪問日数	359,856	395,452 ^日	地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動状況
住民交流サロン活動の実施	250	892 ^{か所}	福祉コミュニティの基盤となる地域住民の対話と交流の場づくり
宅老所の開設	7	137 ^{か所} ※有料老人ホーム	年齢や障がいの程度に応じて役割を分担し、家庭的な雰囲気の中で過ごす居場所づくり

項 目	H15年度末	現状値 (H20年度末)	説 明
民間の公共的施設等の車す使用者用トイレの設置	985	1,175 か所	おおいたバリアフリーマップに掲載する設置施設数
リフト付きタクシーの整備	24	41 台	タクシー事業者の保有台数
路線バスの低床型バスの整備	63	87 (H21.2.1) 台	バス事業者の保有台数(ノンステップ・ワンステップスロープ板付き、ツーステップリフト付き等)
社会福祉従事者研修の参加	8,743	10,551 人	施設・行政・社協職員向けの階層別・職種別・課題別研修
ホームヘルパー養成研修(現任、障害、ガイドヘルパー難病等)の参加	2,590	1,990 人	障がいや難病等の一般では実施困難なホームヘルパーの研修
介護教室の参加	8,720	8,039 人	大分県社会福祉介護研修センターで実施する一般県民向けの介護研修
ボランティアの登録	35,558	38,144 人	県ボランティア・市民活動センターの登録人数
ボランティア団体の登録	1,045	951 団体	県ボランティア・市民活動センターの登録団体数
保健・医療・福祉分野のNPO法人の認証	102	236 団体	NPO法に基づき、県知事からの設立の認証を受けたNPO法人数